

洪水時の雨量・水位の情報提供

・平成16年災害の教訓

・水防法とは？

・水防法改正の内容(1)(2)(3)

・栗山川流域の雨量・水位情報

・「インターネット」による情報提供

・河川情報の積極的な提供

千葉県県土整備部河川計画課事業計画室

平成16年災害の教訓

(急激な変化に対する対応の遅れ)

- ・局地的集中豪雨により、中小河川の激変
- ・避難勧告を行う基準が不明確
- ・避難勧告が発令されない、もしくは情報が届かない



(対応策)

- ・ある一定水位を超えた場合の水位の公表
- ・避難の目安となる水位の設定
- ・洪水ハザードマップの整備と情報伝達体制の確保

水防法とは？

河川改修工事の完成までは、現堤防で洪水に対応。改修工事完了後でも、異常洪水に見舞われる可能性あり。

水防活動により重大な惨害を免れることができる。

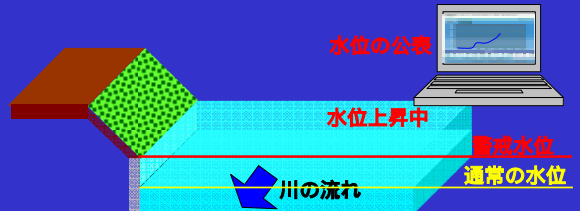
(水防法の目的)

水防管理者と河川管理者が車の両輪の如く相互に補完・協力しあってこそ、洪水に際し、水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する。

水防法改正の内容(1)

水位の通報及び公表(第12条の2)

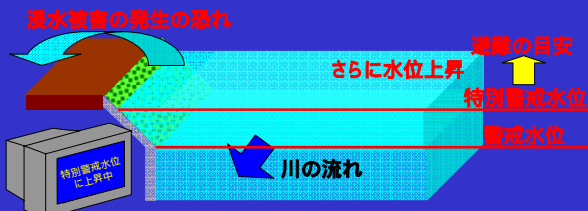
警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。



水防法改正の内容(2)

平成18年度以降、

栗山川を「水位情報周知河川」として指定することで、



水防法改正の内容(3)



浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第15条第4項)

浸水区域をその区域に含む市町村の長は、情報の伝達方法、避難場所などを記載した印刷物の配布その他の必要な措置をとらなければならない。

